

令和7年度 地下水の水質の状況

(1)概要

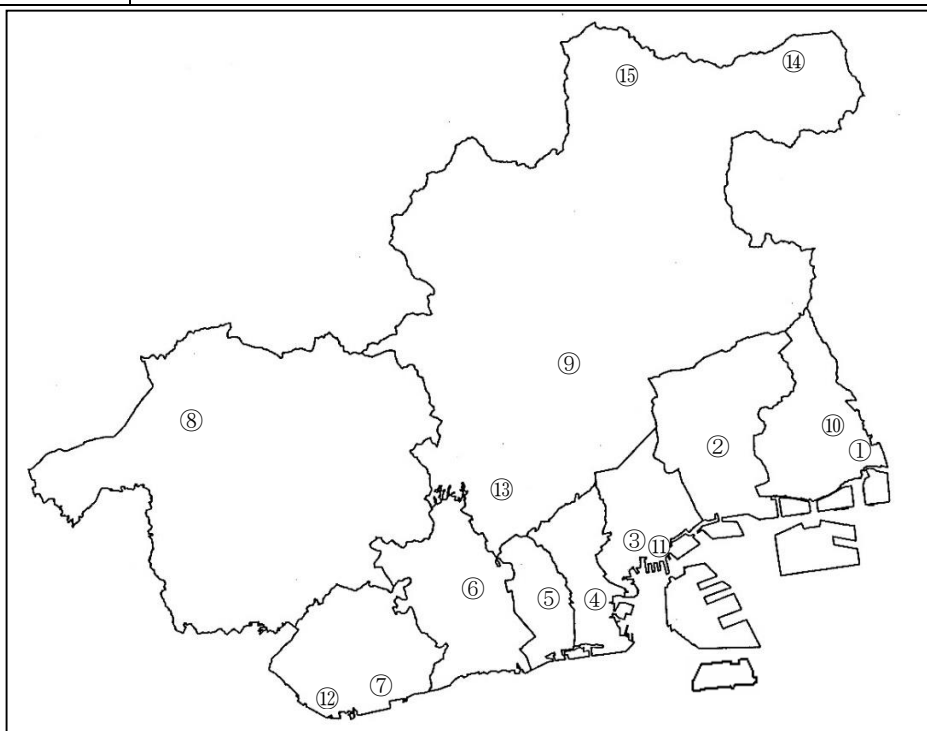
- ・地下水については、水質汚濁防止法第15条に基づき、常時監視を実施している。
- ・常時監視は、「地下水モニタリングの手引き(平成20年8月、環境省)」に従い、「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」、「継続監視調査」の3種類に区分して行っている。
- ・「概況調査」は、各区1地点・計9地点において年1回実施している。
- ・概況調査において環境基準値を超過する項目が確認された場合には、「汚染井戸周辺地区調査」を実施し、汚染の広がりの有無を確認する。
- ・また、過去の調査で環境基準値を超過した項目がある地点については、「継続監視調査」として、年1回当該項目の調査を実施している。

(2)調査結果

- ・概況調査として、9地点においてカドミウム等28項目を分析した結果、すべての地点で全ての測定項目が環境基準値以下であった。
- ・継続監視調査では、調査を実施した全地点において、過去に基準値を超過した項目について引き続き基準値を超過していることを確認した。内訳は、東灘区の1地点で砒素およびふっ素、中央区の1地点で鉛およびトリクロロエチレン、垂水区の1地点でテトラクロロエチレン、北区山田町下谷上でふっ素、北区道場町で砒素・ふっ素・ほう素、北区上津台でふっ素であった。
- ・これらの地点については、引き続き状況を把握するため、今後も継続して監視を行う。

表—1 調査地点

概況調査	①東灘区森南町	②灘区篠原伯母野山町	③中央区明石町
	④兵庫区切戸町	⑤長田区長田町	⑥須磨区妙法寺
	⑦垂水区泉が丘	⑧西区神出町宝勢	⑨北区山田町下谷上
継続監視調査 (調査項目)	⑩東灘区本山北町(砒素、ふっ素) ⑪中央区磯上通 (鉛、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) ⑫垂水区舞子台 (クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) ⑬北区山田町下谷上(ふっ素) ⑭北区道場町塩田(砒素、ふっ素、ほう素) ⑮北区上津台(ふっ素)		



表一2 地下水の水質調査結果

(注1)N.D.:定量下限値未満

調査区分	No.	環境基準項目	環境基準値	調査地点数	非達成地点数	調査結果 (mg/L)
概況調査	1	カドミウム	0.003 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.(注1)
	2	全シアン	検出されないこと	9	0	全地点 N.D.
	3	鉛	0.01 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	4	六価クロム	0.02 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	5	砒素	0.01 mg/L 以下	9	0	N.D.~0.002
	6	総水銀	0.0005 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	7	アルキル水銀(注2)	検出されないこと	0	0	—
	8	PCB	検出されないこと	9	0	全地点 N.D.
	9	ジクロロエタン	0.02 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	11	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	9	0	N.D.~ 0.0014
	19	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	20	チラム	0.006 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	21	シマジン	0.003 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	22	チベンカブ	0.02 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
	24	セレン	0.01 mg/L 以下	9	0	N.D.~ 0.001
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	9	0	N.D.~3.1
	26	ふっ素	0.8 mg/L 以下	9	0	N.D.~0.39
	27	ほう素	1 mg/L 以下	9	0	0.01~0.16
	28	1,4-ジメチルベンゼン	0.05 mg/L 以下	9	0	全地点 N.D.
継続監視調査	1	鉛	0.01 mg/L 以下	1	1	0.019
	2	砒素	0.01 mg/L 以下	2	2	0.024~ 0.030
	3	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	2	0	全地点 N.D.
	4	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	2	0	全地点 N.D.
	5	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	2	0	0.005~0.011
	6	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	2	1	0.001~ 0.041
	7	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	2	1	0.0019~ 0.018
	8	ふっ素	0.8 mg/L 以下	4	4	1.4~3.7
	9	ほう素	1 mg/L 以下	1	1	1.7

(注1) N.D.:定量下限未満

(注2)アルキル水銀は、総水銀の測定値が定量下限値以上検出された場合に測定することとされている。

